



熊本市財政の中期見通し

平成26年度～31年度

H27.2月 財政課

熊本市中期財政の見通し・試算の前提

〔前提〕

- ・平成27年度一般会計当初予算を基礎に今後5年間の中期財政見通しを策定
- ・試算にあたっては、具体的な制度改正が確実なものを除き、歳入・歳出ともに現行の行財政制度を基に推計

歳入・歳出項目別試算の前提条件

〔歳入〕

1. 市税

現行税制のもと、過去の実績等を勘案した上で、確定している税制改正等影響について反映させて推計。
政府が示す経済成長率等、経済情勢の変化は考慮しない。

2. 地方交付税・臨時財政対策債

地方交付税及び臨時財政対策債（地方交付税の振替分）の合計。
臨時財政対策債償還額増加分を加算するとともに、地方消費税交付金の増収分を減算。

3. 国県支出金

扶助費や投資的経費などの歳出に、現行の補助率を乗じて積算。

4. 市債（臨時財政対策債除く）

投資的経費に充当する通常債については、歳出にあわせ積算。

〔歳出〕

1. 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

（人件費）中期定員管理計画に基づく職員数を考慮し、退職手当の所要額等を勘案して推計。

（扶助費）過去の実績等を勘案した上で推計。

（公債費）過去の発行分については償還計画により、今後の発行分については理論計算により推計。

2. 投資的経費

個別の事業計画と今後の収支見通しを勘案して推計。

3. その他の経費

他会計への繰出金や物件費など、過去の推移等を勘案して推計。

熊本市中期財政の見通し・収支総括表
(平成27年度当初予算)

(歳入)

(単位:億円、%)

項目	H26 見込	H27		H28		H29		H30		H31	
			伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
1.市税	986	983	0.3	984	0.1	997	1.3	987	1.0	990	0.3
地方交付税	349	324	7.2	323	0.3	321	0.6	315	1.9	313	0.6
臨時財政対策債	219	203	7.3	202	0.5	201	0.5	197	2.0	196	0.5
2.地方交付税・臨時財政対策債	568	527	7.2	525	0.4	522	0.6	512	1.9	509	0.6
3.国県支出金	769	790	2.7	779	1.4	789	1.3	824	4.4	811	1.6
4.市債 (臨時財政対策債除く)	241	234	2.9	293	25.2	273	6.8	298	9.2	193	35.2
5.その他	449	428	4.7	404	5.6	407	0.7	433	6.4	439	1.4
合計 A	3,013	2,962	1.7	2,985	0.8	2,988	0.1	3,054	2.2	2,942	3.7

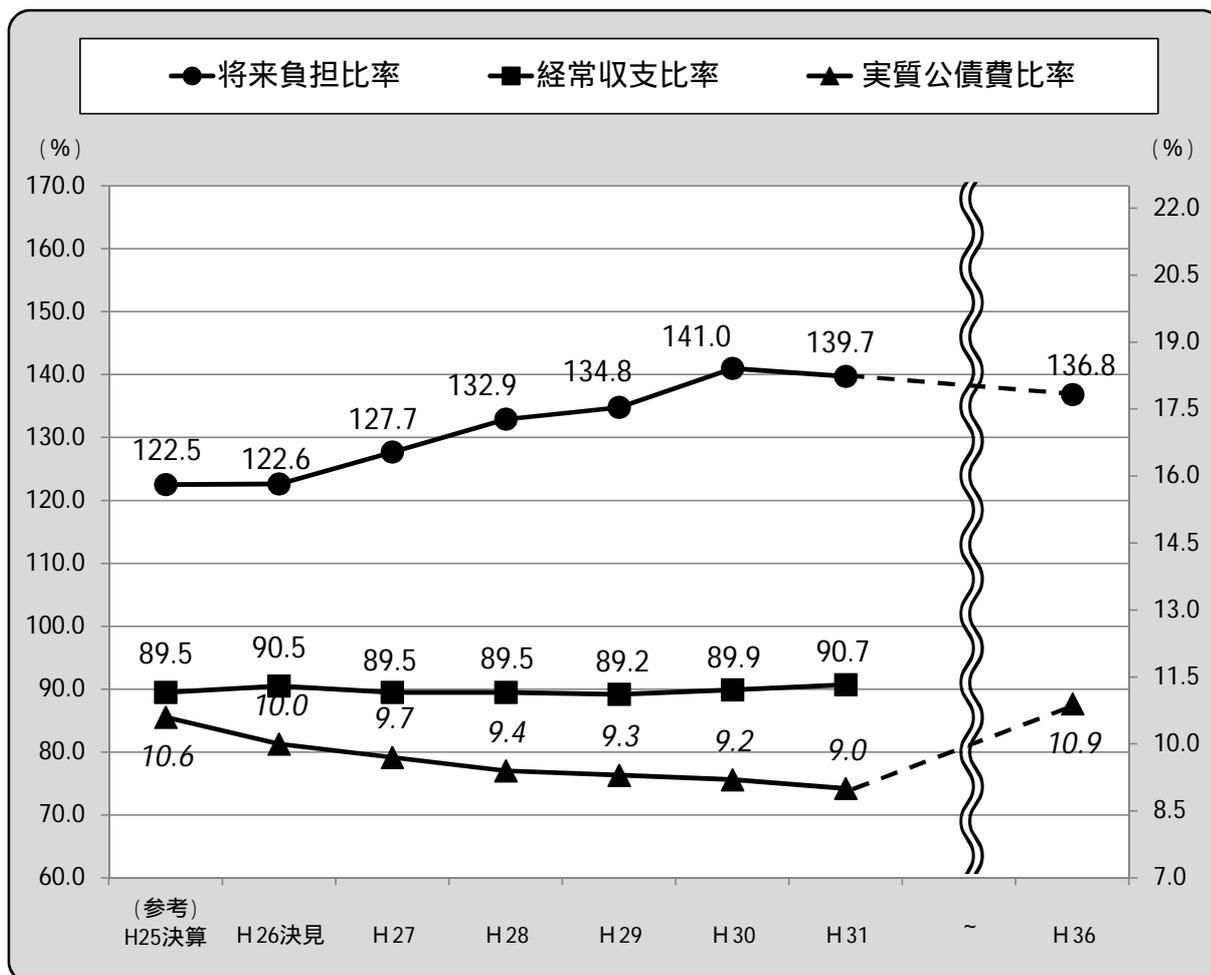
(歳出)

項目	H26 見込	H27		H28		H29		H30		H31	
			伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
1.義務的経費	1,640	1,667	1.7	1,689	1.3	1,704	0.9	1,728	1.4	1,765	2.1
人件費	486	491	1.0	488	0.6	479	1.8	480	0.2	490	2.1
扶助費	838	862	2.9	879	2.0	896	1.9	914	2.0	932	2.0
公債費	316	314	0.6	322	2.6	329	2.2	334	1.5	343	2.7
2.投資的経費	525	450	14.3	506	12.4	480	5.1	521	8.5	368	29.4
3.その他の経費	838	844	0.7	796	5.7	803	0.9	809	0.8	798	1.4
合計 B	3,003	2,961	1.4	2,991	1.0	2,987	0.1	3,058	2.4	2,931	4.2

収支 A-B	10	1	6	1	4	11
--------	----	---	---	---	---	----

(参考資料) 主要財政指標について

〔将来負担比率・実質公債費比率・経常収支比率の推移〕



〔将来負担比率について〕

- ・市債の残高や職員の退職手当支出見込みなどを加味した「将来的な負担」が、分母の標準財政規模に対して、どの程度あるのかを示す指標で、400%を超過すると財政健全化計画の策定が必要。
- ・上のグラフの通り、国県道整備事業等の投資的経費増に伴う市債発行額の増加により、市債残高が増加することから、期間中は上昇傾向となる。

(参考) 平成25年度決算 政令指定都市の平均 123.1%

〔実質公債費比率について〕

- ・通常の公債費のほか、企業会計への補助金の中で公債費の償還に相当するものなど、「実質的な公債費」がどの程度あるのかを示す指標で、25%を超過すると財政健全化計画の策定が必要。
- ・上のグラフの通り、平成12年度以降の投資的経費抑制の効果により、期間中は減少傾向にある。

(参考) 平成25年度決算 政令指定都市の平均 10.8%

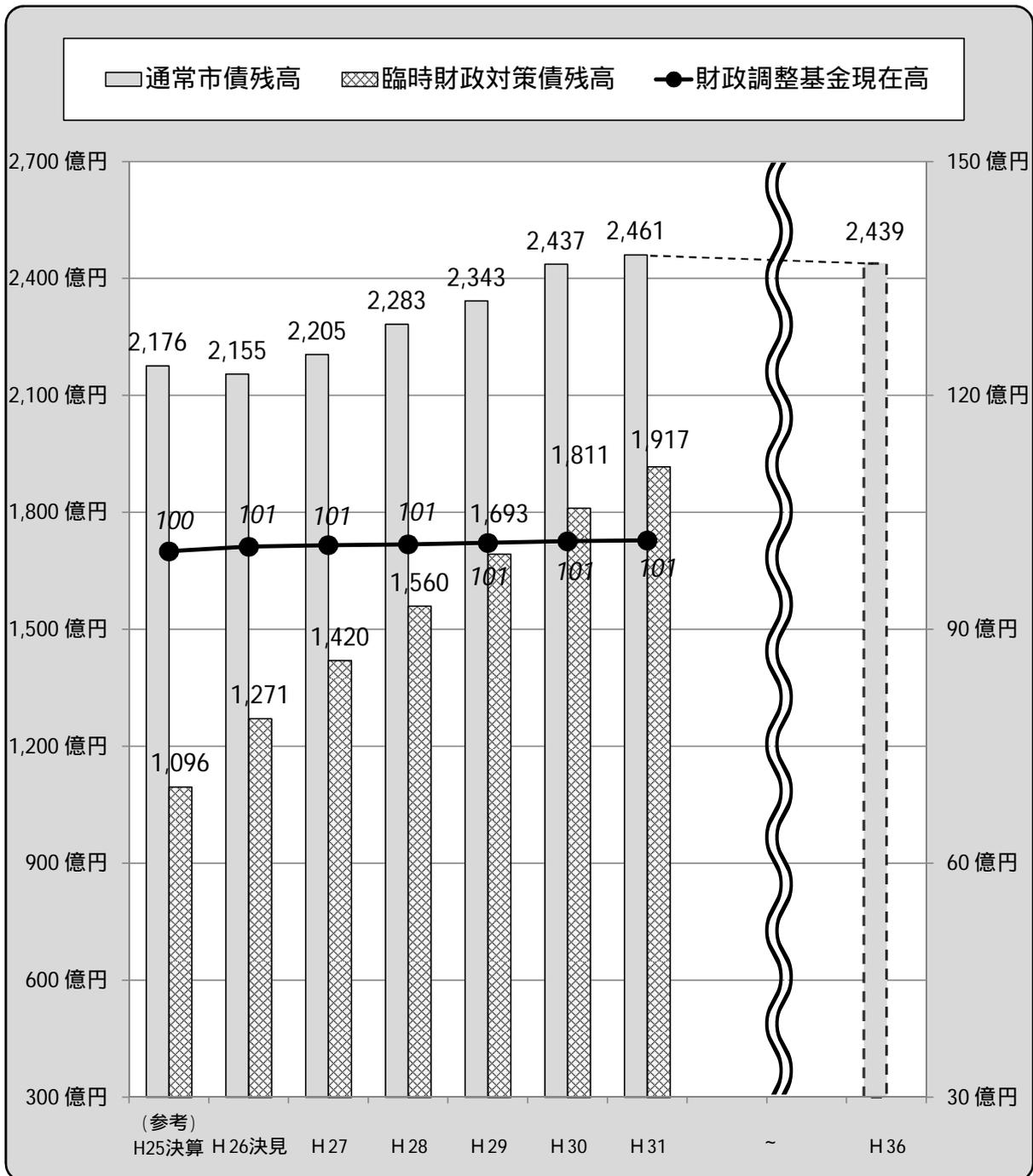
〔経常収支比率について〕

- ・経常収支比率とは、市税や地方交付税など毎年度経常的に入る収入が人件費や公債費などの経常的な経費に充てられている割合で、財政構造の弾力性を判断する指標。
- ・扶助費や公債費の充当一般財源が増加しているものの、補助費等の充当一般財源が減少傾向にあるため、期間中は概ね横ばい傾向にある。

(参考) 平成25年度決算 政令指定都市の平均 94.6%

平成36年度の数値については、平成32年度以降、平成24~26年度と同程度の水準で投資的経費(400億円程度/年)や市債(臨時財政対策債除く)発行額(200億円程度/年)が推移する前提で試算した場合の推計

〔市債残高・財政調整基金現在高の推移〕



〔市債残高について〕

・上の棒グラフの通り、国県道整備事業等の投資的経費増に伴う発行額の増加により、残高は増加傾向
また、臨時財政対策債の発行が増加するが、臨時財政対策債の償還は、後年度地方交付税で措置される。

〔財政調整基金残高について〕

H27年度は実質的な取崩しは行わず、当初時点における残高は100.8億円。

なお、今回の試算期間中、積立額以上の実質的な取り崩しは想定していない。

平成36年度の数値については、平成32年度以降、平成24～26年度と同程度の水準で投資的経費（400億円程度/年）や市債（臨時財政対策債除く）発行額（200億円程度/年）が推移する前提で試算した場合の推計